

佐々町水道工事標準仕様書

平成 31 年 4 月

佐々町水道課

目 次

I 共通編

1	総 則-----	3
1. 1	一般事項	
1. 1. 1	適用範囲-----	3
1. 1. 2	法令等の遵守-----	3
1. 2	安全管理	
1. 2. 4	事故防止-----	4
1. 2. 7	現場の衛生管理-----	4
1. 3	工事用設備等	
1. 3. 3	工事現場標識等-----	4
1. 4	工事施工	
1. 4. 1	一般事項-----	4
1. 4. 2	事前調査-----	4
1. 4. 12	工事記録写真-----	5
1. 4. 14	工事関係書類の整備-----	5
2	材 料-----	5
2. 1	材料一般	
2. 1. 1	材料の規格-----	5
3	工 事-----	6
3. 2	土工事	
3. 2. 1	掘削工及び切取工-----	6
3. 2. 2	埋戻工及び盛土工-----	6
3. 2. 3	残土処理-----	7

II 管布設工事編

4	管布設工事-----	7
4. 1	施工一般	
4. 1. 3	掘削工-----	7
4. 1. 6	残土処理-----	7
4. 1. 9	配管技能者-----	7
4. 1. 10	管の据付け-----	7
4. 1. 11	管の接合-----	7
4. 1. 13	既設管との連絡-----	7
4. 1. 18	水圧試験-----	8
4. 1. 19	埋戻工-----	8
4. 1. 30	管明示工-----	8
4. 1. 31	通水準備工-----	8
4. 2	ダクタイル鑄鉄管の接合	
4. 2. 13	G X形ダクタイル鑄鉄管 の接合-----	9
5	道路復旧工事-----	10
5. 1	施工一般	
5. 1. 1	一般事項-----	10

※空番の項目は、(社)日本水道協会発行の
「水道工事標準仕様書(最新版)」を引用
すること。

本町水道工事標準仕様書の項目番号は、(社)日本水道協会発行の水道工事標準仕様書【土木工事編】(2010年版)の項目番号と整合させている。

よって空番の項目は、(社)日本水道協会の水道工事標準仕様書を引用することとし以下に記載していない事項については、(社)日本水道協会発行の水道工事標準仕様書(最新版)に基づき、適切な施工にあたること。

I 共通編

1 総則

1. 1 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

1. この佐々町水道工事標準仕様書(以下「仕様書」という。)は、発注者が請負により施工させる管布設工事、施設工事、各種工事に適用する。
4. 工事の施工にあたり受注者は、次にあげる順位に従い、その内容に基づき適切な施工を行うこと。
 - (1) 工事施工特記仕様書
 - (2) 佐々町水道工事標準仕様書
 - (3) 佐々町水道工事施工管理基準書
 - (4) (社)日本水道協会 水道工事標準仕様書
 - (5) 長崎県建設工事共通仕様書
 - (6) 長崎県建設工事施工管理基準

1. 1. 2 法令等の遵守

工事の施工にあたり受注者は、次に掲げる法律及びその他関係法令・条例・規則等を遵守すること。(参考：関係法令等)

1. 2 安全管理

1. 2. 4 事故防止

1. 受注者は、工事の施工に際し、建設工事共通仕様書等で示されている土木工事安全施工技術指針・建設機械施工安全技術指針・港湾工事安全施工指針・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）・建設産業における総合的な安全確保に関する指針等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するために必要な処置をする。
6. 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み・沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護処置を講ずる。
また、掘削部分に他の埋設物が露出する場合には、当該埋設物管理者と協議のうえ適切な表示を行ない、工事従事者にその取扱い及び緊急時の処置方法・連絡方法を熟知させておく。

1. 2. 7 現場の衛生管理

浄水場（稼動中のもので、配水場その他これに準ずる箇所を含む）構内で行う工事に従事する者は、関係法令を遵守し、特に衛生管理に注意する。

1. 3 工事用設備等

1. 3. 3 工事現場標識等

1. 工事現場には見やすい場所に、工事件名・工事箇所・期間・事業所名・受注者の住所・氏名・電話番号を記載した工事標示板・その他所定の標識を設置する。

1. 4 工事施工

1. 4. 1 一般事項

7. 施工上、原寸図または詳細図等を必要とする場合は、作成の際、発注者の承諾または確認を受けなければならない。

1. 4. 2 事前調査

1. 受注者は、工事に先立ち、施工区域全般に亘る地下埋設物の種類・規模・埋設位置・境界杭等をあらかじめ試掘その他により確認しておく。また試掘等での結果は監督職員に提出し承認を受けなければならない。

1. 4. 12 工事記録写真

1. 受注者は、工事全般に亘り工事過程を段階的に撮影・編集し、監督員が随時点検できるように行ない、写真帳として工事完成の際、提出する。
2. 既存構造物その他・撤去・取壊し等を行うものの現況を撮影する。
3. 施工後、外部からの検査が困難な箇所は、原則として詳細を撮影する。
4. 工事記録写真は、佐々町水道工事施工管理基準書 4 工事写真撮影基準に準ずる。

1. 4. 14 工事関係書類の整備

1. 受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を常に整理しておく。
2. 受注者は、指定期日までに発注者に以下の書類を提出する。
ただし、監督員が特に必要と認めた書類については、別途提出すること。
 - ① 材料承認図
 - ② 施工計画書

2 材 料

2. 1 材料一般

2. 1. 1 材料の規格

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き、日本工業規格（以下「JIS」という。）・日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）に適合したもの。

3 工 事

3. 2 土工事

3. 2. 1 掘削工及び切取工

佐々町水道工事施工管理基準書 ・ 長崎県建設工事共通仕様書に準ずる。

3. 2. 2 埋戻工及び盛土工

佐々町水道工事施工管理基準書 ・ 長崎県建設工事共通仕様書に準ずる。

8. 埋設管（既存管を含む）の真上付近での転圧は、管に損傷・影響を与えないよう十分に注意する。

9. 埋戻し材は、機械または人力にて投入し、ダンプトラックより直接投入をしない。

3. 2. 3 残土処理

1. 残土は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、指定された処分地で適正に処理する。

Ⅱ 管布設工事編

4 管布設工事

4. 1 施工一般

4. 1. 3 掘削工

1 1. 既設管付近及び仮設管の撤去において、掘削を行う場合、既存管等を傷つけないよう十分注意しながら掘削を行うこと。必要に応じ人力掘削とする。

4. 1. 6 残土処理

4. 1. 9 配管技能者

5. 配管技能者は、水道用各種管の配管作業について、豊富な経験と技術を有すること。

6. ダクタイル鑄鉄管NS形継手、ダクタイル鑄鉄管GX形継手、水道配水用ポリエチレン管融着継手については、資格を有する配管技能者を配置する。

4. 1. 10 管の据付け

6. 直管の継手箇所角度をとる曲げ配管は、原則的に行わない。ただし、現場状況によりやむなく施工上必要な場合は、監督員の指示を受けること。

9. 管の据付けは、管に影響を与えないよう床付け面を入念に仕上げ、必要に応じ敷き砂等の処置を行う。

4. 1. 11 管の接合

1. ダクタイル鑄鉄管の接合については、4.2 ダクタイル鑄鉄管の接合による。

4. 1. 13 既設管との連絡

2. 連絡工事箇所は、監督員との立会い後速やかに試掘調査を行ない、連絡する既

設管（位置・管種・管径等）及び他の埋設物の確認を行う。

9. 既設管の切断箇所・切断開始時については、監督員の指示による。
10. 既設管との連絡は、既設管を十分に清掃し連結する。

4. 1. 18 水圧試験

3. 水圧試験は、布設した管種・口径により方法が異なるため、現場に適合した試験を行い、監督員と協議し決定すること。
4. 水圧試験は、監督員の立会いのもと行う。

4. 1. 19 埋戻工

3. 埋戻しは、片埋めにならないように注意しながら、厚20cm毎に敷き均し、現地盤と同程度以上の密度になるように締固めを行う。
8. 管の下端・側部及び埋設物の交差箇所の埋戻し・突き固めは入念に行ない、沈下が生じないようにする。

4. 1. 30 管明示工

2. 管明示シート

管明示シートは、指定された道路等に布設する管路上に使用し、埋戻しの際、管上150mmの深さに埋設する。ただし、路盤（上層／下層）の中に埋設しないこと。

4. 1. 31 通水準備工

1. 通水に先立ち、原則として全延長に亘り管内（仮配管含む）を十分清掃し、継手部の異物の有無・塗装の状態等を調べ、最後に残存物が無いことを確認する。
2. 通水に先立ち、仕切弁・空気弁・消火栓・排水（ドレン）弁等の開閉操作を行ない異常の有無を確認する。また、空気弁については、ボールの密着具合を確認し、鉄蓋の開閉・ガタツキについても確認する。
3. 放流先の検討・調査を行ない、必要に応じて土砂等の除去・清掃を行う。
4. 通水は、次の要領により行う。
 - (1) 既設管と連絡し通水する場合は、監督員の立会いのもと行う。

4. 2 ダクタイトル鑄鉄管の接合

4. 2. 13 GX形ダクタイトル鑄鉄管の接合

GX型継手はNS形継手と同様に免震的な考え方に基づいた耐震性能を有する継手である。

1. GX形直管の接合（呼び径75～250）

- (1) 挿し口外面の端から約30cmの清掃と受口内面を清掃する。
- (2) ロックリングとロックリングホルダが正常な状態にあるかを確認する。
- (3) 清掃したゴム輪（GX形用）を受口内面の所定の位置にセットする。
- (4) ゴム輪の内面と挿し口外面のテーパ部から白線（挿し口に近い方）までの間、滑材を塗布する。なお、滑材は4.2.2 継手用滑材に適合するダクタイトル鑄鉄管のものを使用し、グリース等の油類は絶対使用しない。
- (5) 管を吊った状態で管芯を合わせて、レバブロックを操作して接合する。
- (6) 受口と挿し口のすき間にチェックゲージを差し込み、ゴム輪の位置を確認する。
- (7) 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行う。

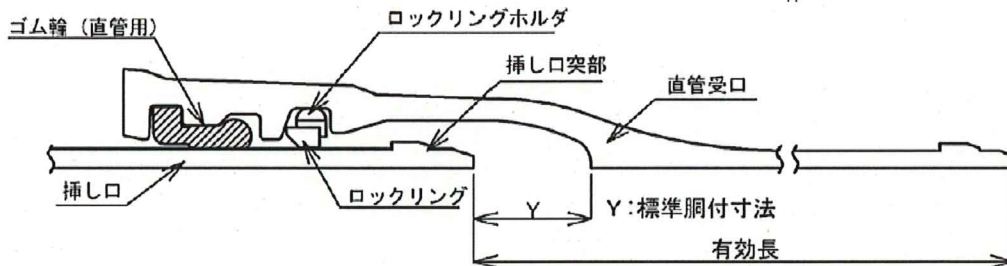


図-4.2.17 GX形直管

2. GX形異形管の接合（呼び径75～250）

- (1) 挿し口外面の清掃と受口内面を清掃する。
- (2) ロックリングとストッパが正常な状態にあるかを確認する。
- (3) 押輪およびゴム輪を挿し口へセットする前に、異形管受口端面から受口奥部までの、のみ込み量の実測値を測定し、挿し口外面全周（または円周4箇所）に白線で明示する。
- (4) 清掃した押輪、ゴム輪を挿し口に押輪、ゴム輪の順に預ける。（異形管のゴム輪は直管のゴム輪と形状が異なるので使用する前に確認する）
- (5) ゴム輪の外面および受口内面に滑材（ダクタイトル鉄管継手用）をムラなく塗布する。
- (6) 管を吊った状態で管芯を合わせて、挿し口を受口に預ける。挿し口先端が受口奥

- 部に当たるまでゆっくりと挿入する。(3)で明示した白線が、受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認したら、ストッパを引き抜く。
- (7) 管を吊った状態で、挿し口もしくは受口を大きく上下左右前後に振り、継手が抜け出さないことを確認する。
- (8) ゴム輪を受口側へ寄せ、T頭ボルト・ナットをセットし、インパクトレンチなどで締め付ける。締め付けは押輪の施工管理用突部と受口が接触(メタルタッチ)するまで行う。締め付け完了後、隙間ゲージ(厚さ0.5mm)を用いて隙間がないことを確認する。
- (9) 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行う。

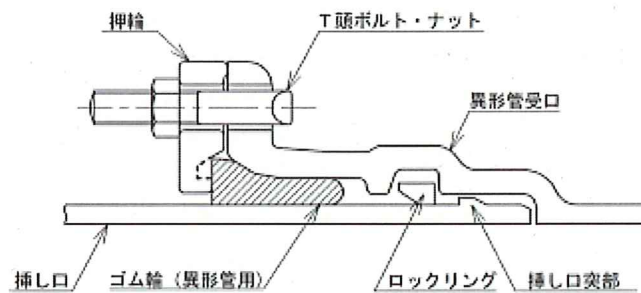


図-4.2.18 GX形異形管

5 道路復旧工事

5.1 施工一般

5.1.1 一般事項

道路復旧工事は、この仕様書及び道路管理者の仕様書や指示条件による他、日本道路協会の「アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)」・「舗装設計施工指針」・「舗装施工便覧」・「舗装の構造に関する技術指針・同解説」・「長崎県建設工事共通仕様書」等に準拠して施工する。

※ 本書 佐々町水道工事標準仕様書は、平成31年4月1日より適用する。

〔(社)日本水道協会：水道工事標準仕様書【土木工事編】2010版 参照〕